

非化石証書調達代行サービス利用条件

Booost 株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する非化石証書調達代行サービス（以下「本サービス」といいます。）の利用条件は以下のとおりです。

本サービスをご利用されるお客様におかれましては、本利用条件を良くお読みいただきますようお願いいたします。

なお、本サービスは、当社が「booost Sustainability」（以下「本プラットフォーム」といいます。）において提供する「booost GX」サービスの一つであり、「booost Sustainability 利用規約」（URL：<https://booost-tech.com/terms>）等（以下「本利用規約」といいます。）が適用されますので、本利用規約の内容につきましても、改めてご確認ください。

第1条（本サービスの内容）

当社は、お客様からの依頼に基づき、一般社団法人日本卸電力取引所（以下「JEPX」といいます。）が運営する非化石価値取引市場（以下「本件市場」という。）において、非化石証書の調達代行業務（以下「本件業務」といいます。）を行います。

第2条（非化石証書の調達代行）

1. お客様からの非化石証書の調達依頼は、本プラットフォーム上の購入予約画面から受け付けます。非化石証書の調達依頼をされるお客様は、当社が別途指定する日までに、本プラットフォーム上の購入予約画面にて、発電設備区分、都道府県、入札価格（1キロワットアワー単価）及び入札量（キロワットアワー）をご入力下さい。
2. 当社は、お客様に対して、本件業務を遂行するために必要となる情報（JEPX のアカウント情報、クライアント証明書、トラッキング付き非化石証書販売のアカウント情報を含みますが、これに限定されません。）の提供を求めることができ、お客様は遅滞なくこれに応じるものとします。
3. 当社は、お客様からの調達依頼に基づいて、非化石証書の入札価格及び入札量を入力することにより入札及び申請業務を行い、第3条第1項の預託金を用いて、非化石証書取引の決済（売買代金、売買代金に賦課される消費税相当額及び JEPX 所定の売買手数料の決済）を行います。なお、当社が別途定める期日までにお客様から預託された預託金の金額が非化石証書取引の決済に必要な金額に満たない場合は、預託済みの金額に対応する部分を含め、入札及び申請業務の一切を行わないものとし、この対応によってお客様に損害が生じたとしても、当社は責任を負わないものとします。
4. 前項の結果、当社が非化石証書の引渡しを受け、非化石証書の権利帰属先をお客様に指定したとき（当社が JEPX に開設する非化石証書量の管理口座に、対象となる非化石証書量が追加され権利確定処理を行ったとき）は、お客様に対して、調達結果（割当量（kWh）、非化石証書の種類、設備 ID、発電設備区分、設備の所在地、発電設備名、設置者名、発電出力（kW）、認定日、及び、運転開始又は予定日）が記載された証書を当社所定の方法により通知いたします。

5. お客様は、当社が代行して調達した非化石証書について、JEPX の定める関連規程に従って取り扱うものとし、これに抵触する可能性のある行為を行わないことを誓約するものとし、また、お客様は、当社に対し、本サービスの利用に先立ち、JEPX の定める関連規程を確認していることを表明して保証するものとし、

第3条（預託金）

1. お客様は、当社に対して非化石証書の調達代行を依頼する場合、当社が別途定める期日までに、本件業務の遂行に必要な実費（非化石証書の売買代金、売買代金に賦課される消費税相当額及び JEPX 所定の売買手数料を含みますが、これに限定されません。）等に充てるための費用を、当社の指定する銀行口座に振り込む方法により預託するものとし、なお、振込手数料はお客様のご負担となります。
2. お客様は、前項の預託金の額を任意に決定し、当社所定の方法で当社に通知するものとし、その通知を受けた当社は、通知日の属する月の翌月 10 営業日に入金依頼書を発行します。
3. 当社は、第 1 項の預託金を本件業務の遂行に必要な実費等に充てたときは、お客様に対し、その充当金額を当社所定の方法で通知いたします。
4. 第 1 項の預託金に利息は発生いたしません。

第4条（返金）

1. 当社は、お客様が、「boost GX」サービスの利用を終了し、当社に対するすべての債務を履行した場合には、その履行日が属する月の翌月末日までに、第 3 条第 1 項に基づき預託された預託金の残額を返金いたします。なお、振込手数料は当社が負担いたします。
2. 当社は、前項の規定にかかわらず、お客様の支払状況等の一切の状況に鑑みて、合理的な裁量により、お客様に対する債権の履行期到来の有無を問わず、当該債権と当社のお客様に対する預託金の返還債務を相当額で相殺することができるものとし、
3. お客様は、「boost GX」サービスのご利用継続中であっても、年 1 回（始期は毎年 6 月 1 日とする。）に限り、当社が別途定める方法で申し出ることにより、預託金の全部又は一部の返金を求めることができます。
4. 当社は、お客様から前項の申し出があった場合には、原則として、その申し出を確認した日が属する月の翌月末日までに、申し出のあった金額を返金いたします。ただし、前項の申し出時点において、お客様が第 2 条第 1 項に基づく非化石証書の購入予約（調達依頼）を行っている場合には、その購入予約に係る入札及び決済が終了した日の属する月の翌月末日までに、申し出のあった金額（預託金の残額を上回る場合は預託金の残額）を返金いたします。なお、振込手数料はお客様のご負担となります。

第5条（調達代行業務の停止）

1. 当社は、お客様において、JEPX の定める関連規程その他法令やガイドライン等に抵触する行為を行っている可能性があるとして認めた場合又は JEPX の定める関連規程に基づき

本件業務の遂行が困難となった場合には、当該事象が解消するまでの間、本サービスを含め、本プラットフォーム上でお客様に提供している全てのサービスの提供を停止することができます。

2. 前項の措置によってお客様に損害が生じたとしても、お客様は当社に対して損害賠償請求その他一切の請求を行うことができません。

第6条（損害賠償の限定及び免責）

1. 当社が、本件業務の遂行に際して、自らの責に帰すべき事由によりお客様に損害を生じさせた場合には、現実には発生した通常かつ直接の損害に限り、これを賠償するものとし、特別の事情から生じた損害や逸失利益等の損害については賠償責任を負わないものとします。
2. 当社が、前項に基づき、お客様に対して損害賠償責任を負う場合における損害賠償額は、その責任の根拠や発生原因を問わず、当社による違反行為の日その他の発生原因の発生日を終期とする過去1年間に、お客様から当社に対し、「booost GX」サービスの対価として支払われた利用料金の合計額を上限とします。
3. 当社は、天災地変、経済状況の激変、JEPX が用意するコンピュータシステム等の障害若しくは瑕疵による一切の不具合等、当社の責めに帰することのできない事由又は本利用規約において当社が責任を負わないとされた事由により本件業務の遂行に支障が生じ、お客様に損害が発生した場合、一切の責任を負わないものとします。

第7条（本利用規約の適用）

本利用条件に定めのない事項及び本プラットフォームの利用に関連する事項については、本利用規約の定めが適用されます。なお、お客様が本サービスを利用した場合、本利用規約の内容も承諾したものとみなします。

以上

2022年6月制定

2022年12月改定

2023年8月改定

2025年4月改定

東京都品川区大崎一丁目6番4号 新大崎勧業ビルディング10階

Booost 株式会社

代表取締役 青井 宏憲